

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 九 月 五 日

告 示

岐阜県告示第四百六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年九月五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 (ハ R) ・一・ベンゾイル・N・N・ジエチル・六・メチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド及びその塩類
(通称 一 B Z ・ L S D)
- 2 t e r t ・ブチル三・二・(ジメチルアミノ)エチル「インドール」一・カルボキシレート及びその塩類
(通称 N B o c ・ D M T、N B ・ D M T)
- 3 (四 S ・五 S) ・五・(四・フルオロフェニル)・四・メチル・四・五・ジヒドロオキサゾール・二・アミン、(四 R ・五 R) ・五・(四・フルオロフェニル)・四・メチル・四・五・ジヒドロオキサゾール・二・アミン及びそれらの塩類
(通称 四 F ・四・M A R、四・f l u o r o ・四・M e t h y l a m i n o r e x、四 F ・M A R、四・F P O)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日
令和七年九月八日

令和七年九月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社